



長寿医療制度についての質問にお答えします！



質問

交通事故にあったら長寿医療制度で医療を受けることができますか？



答え

交通事故など第三者の行為によりけがや病気をした場合も、申請して認められると長寿医療制度で医療を受けることができます。この場合、医療費は長寿医療制度が一時的に立て替え、あとで加害者に請求することになります。

これは、国民健康保険においても同様です。

- まずは警察に届けましょう
交通事故にあった場合は、すぐに警察に届けて、『事故証明書』をもらいましょう。
- 必ず長寿医療制度の担当窓口へ届出を！
・担当窓口 住民生活課 住民係 73-1415
・届出に必要なもの 保険証、印かん、『事故証明書』（後日でも可）
- 注意！！示談の前に担当窓口へ！
先に加害者から直接治療費を受けとったり、示談をすませると長寿医療制度が使えなくなることがあります。示談の前に必ずご相談ください。

問い合わせ先

住民生活課 住民係
鳥取県後期高齢者医療広域連合

☎73-1415

☎(0858)32-1097

国民年金講座

『知らなかった！』では、 大変なことに.....

パート1



～ 障害基礎年金 は万が一の備え ～

現在、全国で何らかの年金を受けている方は、約3,600万人います。そのうち、障害者になり、障害年金を受けている方は、約170万人います。約5%、20人に1人は、障害基礎年金を受けています。

こんなときに受けられます

国民年金加入中に事故や病気によって障害等級表（1級障害・年額990,100円 / 2級障害・年額792,100円）に定める障害の状態になったときに受けられます。なお、障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子（18歳に到達した年度末までの子か、20歳未満の障害のある子）があるときは加算があります。

例えば、厚生年金加入のA子さん（22歳）の場合

Aさんは学生時代の2年間、国民年金保険料を未納、学生納付特例制度も申請せず、会社に就職して3か月目にバイクで転倒して大けが。障害が残った。



↑ 就職して3か月目に障害の状態に

しかし・・・Aさんは、障害基礎（厚生）年金を受けることができませんでした。

年金を受けるには？ 20～22歳の間に学生納付特例を受けているか、保険料を納めていれば年金が受けられました。

具体的には → 障害基礎年金を受けるためには、保険料の納付要件がポイントとなります。

初診日 の前日において前々月までの国民年金に加入すべき期間のうち、保険料を納めた期間（保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）が3分の2以上（3分の1以上が未納の場合は支給されません）あることが必要です。初診日とは...障害の原因となった病気やけがで初めて医師の診療を受けた日

問い合わせ先

住民生活課 住民係 ☎73-1415

鳥取社会保険事務所 ☎27-8311